

グリーン調達ガイドライン



版数 第3.5版 2024年 12月 25日 改版

版数 第1.0版 2006年 05月 1日 初版

ダイترون株式会社

M&S カンパニー

当社 CSR の基本方針

環境保護

環境基本方針のもと、ISO14001 を取得し、環境マネジメントシステムを構築し、環境汚染の予防や省エネルギーの推進、廃棄物の削減、リサイクルの実施、グリーン調達、製品含有化学物質管理の推進などに取組んでおります。

環境方針

環境理念

人と地球に優しい環境を形成することを最重要課題の一つとして認識し、あらゆる製品の開発・生産、販売、サービスを通じて、環境負荷低減を推進することにより地球環境の保護に貢献いたします。

環境方針

環境理念に基づき、製品の設計・製造・販売・サービスにわたる事業活動の環境影響を低減するために、以下の行動指針に基づき環境マネジメントシステム活動を推進し、継続的改善に努めるとともに地球環境との調和を目指してまいります。

行動指針

1. 環境への配慮と保護

環境負荷の低減を図るために、環境に配慮した設計・製造・商品の販売およびグリーン調達の推進を行い、環境汚染物質を排除するように努めてまいります。

貴重な資源の有効活用をはかるため、省エネルギーの推進、リサイクルの推進及び廃棄物の削減に努めてまいります。

2. 自主的な環境保護活動

環境保護活動を推進するために、自主的に環境目標を設定し、定期的に見直しを行い、必要に応じて改訂いたします。

3. 環境関連諸法規の遵守

事業活動の推進において、環境保護に関する環境関連法規制および当社が合意するその他の要求事項を遵守いたします。

4. 啓発活動の推進

環境保護意識および活動の向上を図るため、全従業員に対しては環境方針の周知と教育訓練をいたします。

5. 製品含有化学物質管理への取り組み

製品含有化学物質のサプライチェーンを通しての管理体制構築を推進いたします。

6. 情報の公開

環境方針は、一般にも公開いたします。

1. 目的

ダイترون株式会社は、地球環境保護活動を推進しており、その一環としてグリーン調達活動に積極的に取り組んでいます。

仕入先の皆様と共にグリーン調達を推進することにより、得意先様へ環境に配慮した製品・サービスを提供し、循環型社会による地球環境の保護に寄与することを目的とします。

2. 適用範囲

ダイترون株式会社 M&S カンパニーにて調達する全ての製品／商品。
お取引先様での環境管理システム、環境物質管理に適用します。

調達購入品

ダイترون株式会社 M&S カンパニーが販売の為に取引先様より調達する全ての製品、部材や運送・保護に用いる梱包材（雛型紙や紙管など）も対象とし、ISO14001 認証取得をはじめとする環境に配慮する活動に取り組まれている取引先様からの購入を優先的に進めていきます。

生産活動品

設備、治具工具、測定器など生産活動における製品、副資材などの調達において、環境特性を考慮し、ライフサイクルを踏まえた調達品の選定を進めていきます。

文房具等事務用品

ダイترون株式会社 M&S カンパニーが使用する事務用品（ノート、筆記具、ファイル用品）については、ECO マーク認定品、再生材料使用品、分別回収可能品など環境に配慮した事務用品の調達の拡大を進めていきます。

3. グリーン調達基準

3-1 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い

お取引先様におかれましては、自主的な EMS の構築をお願いしております。
環境管理システムは、ISO14001 等の第三者認証 EMS の構築をお願いしておりますが、未構築のお取引先様には、下記（1）項の認証に準じたお取引先様独自の EMS の構築をお願いいたします。

- （1）ISO14001、エコアクション 21、KES など
- （2）自主構築

3-2製品の含有化学物質の管理体制（CMS）構築のお願い

製品の含有化学物質の管理体制（CMS）の構築をお願いいたします。

- (1) アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「製品含有化学物質管理ガイドライン」発行や、日本工業標準調査会（JISC）の「JIS Z 7201：2017」公開など、製品含有化学物質に関する情報が公開されております。製品の含有化学物質の管理体制構築時の参照資料として、ご活用下さい。

製品含有化学物質管理ガイドライン：JAMP ホームページより入手可能です。

「JIS Z 7201：2017」：JISC ホームページより閲覧可能です。

- (2) 製品の含有化学物質の管理体制構築時の項目例を表3-2に示します。

要求項目は、必要に応じて変更されますので、(1) 項に紹介した業界の管理要求を確認の上、要求対応を行える変更、更新を行っていただけますようお願い申し上げます。

表3-2 製品含有化学物質の管理体制要求項目例

1	方針	経営責任者、事業責任者による取組み方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品/工程/構成部材/化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確化と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤーからの情報入手・確認の仕組み作り
8	購買管理	サプライヤーへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量が変化する工程における管理内容の明確化、識別管理、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更（設計、工程、購入先等）が生じた場合の処理手順の明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順の明確化 (不適合発生時、速やかに弊社に連絡をすることを明記願います)
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善
19	マネジメントレビュー	経営者による課題事項の改善

3-3環境管理物質

ダイトロン株式会社 M&S カンパニーでは、製品・商品、梱包材など、販売するお取引先様の管理基準の遵守をお願いしております。該当する管理基準は入手次第送付させていただきますが、未入手の場合は窓口の弊社営業担当までご連絡下さい。

- (1) ダイトロン株式会社 M&S カンパニーが販売するお取引先様にて管理規制となる物質群
- (2) 法規該当物質、REACH 規則、RoHS 指令、化審法、労衛法、毒劇物法など、使用される製品・商品により関連する最新の国内及び国外法令に該当する禁止物質群
- (3) 梱包材も対象になりますので、確認された梱包材をご使用下さい。

4. 環境保全等へのお願い事項

4-1 お取引先様への環境管理体制評価ご協力のお願い

購入するお取引先様の優先選定においては、品質、価格、納期、サービスに加え、販売するお取引先様の環境保全活動及びグリーン調達への取り組み状況、環境法令の遵守を評価いたします。

(1) 目的

ダイトロン株式会社 M&S カンパニーが取引する製品の製造メーカーにおいて、製品に含有する化学物質に関する情報が管理できる体制の有無を確認するとともに、源流管理が適正に行われているかを確認し、必要に応じて是正をお願いすることがあります。

(2) 対象

ダイトロン株式会社 M&S カンパニーが調達するお取引先様、及び新規お取引先様

(3) 調査の実施

販売するお取引先様指定の内部監査表または、業界標準の監査シートを送付し回答をお願いいたします。監査シートでは十分な確認ができず、訪問監査を必要と判断した場合は、訪社の上、確認を行いますのでご協力願います。

(4) 調査結果の評価

- ・各評価シートに設定されたランク評価に満たない場合は、改善を要求いたします。
- ・『取引継続』、『是正処置』の実施と重大な支障が出る場合は『取引停止』を弊社部門間にて協議いたします。

表4 内部監査シートの設定基準の評価

合格時	取引継続
不合格時	1. 是正指導、是正処置を行い取引継続する。
	2. 不適合品の流出の可能性があるか、重大な支障が起きるか可能性がある場合は『取引停止』を関係部門と協議する。

4-2 変更管理のお願い

- (1) ダイトロン株式会社 M&S カンパニー調達品に対して、4M 変更（Man：人、Machine：設備、Material：材料、Method：方法、その他製品仕様に影響を及ぼす変更）に該当する変更を行う場合には、原則、変更の6ヶ月以上前までに届け出ていただけますようお願いいたします。
また、貴社において製品含有化学物質の管理方法が変更となる場合にも弊社にご連絡いただけますようお願い申し上げます。
- (2) お取引先様にて所定の書式がある場合は、その書式にて提出してください。

書式が無い場合は、下記項目を通知いただけますようお願いいたします。

■市場流通品（カタログ製品）の場合

- ・生産中止情報 一型式、時期、最終手配期限、代替品の有無
- ・変更情報 一型式、時期、変更箇所、形状、価格/納期等の変更、含有成分の変更

■製造委託品の場合

- ・変化点を明確にして、その影響を評価願います。
- ・変更対象項目は、販売するお取引先様により、特別な管理要求がある場合があります。
- ・変更対象項目が不明の場合は、営業担当へ連絡いただけますようお願いいたします。
- ・帳票例 変更申請：別紙1を参照願います。

（各社様の帳票がある場合は、まずは各社様の帳票にて申請して下さい。）

4-3 トレーサビリティ管理のお願い

- (1) 製品に禁止物質が含まれる他製品と混入しない製造及び入出荷の管理と、対象製品の出荷および製造記録の管理をお願いいたします。
弊社発注番号より、製造番号、製造日、納入日、製造場所、作業者、受入部材及び出荷製品の含有化学成分、ロット番号などが判明するように記録管理をお願いいたします。
- (2) 過去に遡り、報告ができるように記録の保管・管理をお願いいたします。
記録の保管期間は、10年間お願いいたします。

4-4 BCP：事業継続計画 体制構築のお願い

事業継続計画（BCP ※1）の策定をお願いいたします。

リスクマネジメントにより、突発的な緊急事態においても事業が継続できるようにご対応をお願いいたします。

※1 BCP とは、突発的な緊急事態などリスクが発生したときに重要業務が中断しないこと。また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

4-5 監査対応のお願い

販売先様、もしくは、弊社より要求がある場合、対応する指定の場所への監査をお願いする場合があります。ご協力いただけますようお願いいたします。

4-6 責任ある鉱物調達のお願

紛争への加担、強制労働や児童労働などの人権侵害、環境汚染、汚職などに関与していない鉱物調達をお願いいたします。

■改訂履歴

初版	2006年 5月 1日	初版発行。
2.0版	2010年 3月 1日	REACH規則追記。弊社連絡先名の変更。
2.1版・2.2版・2.3版		弊社連絡先所属名の変更の為、社内管理上の改版。
3.0版	2014年 1月	CSRの取り組み。方針変更にて全面改訂
3.1版	2015年 7月	環境方針の変更 指針5項製品含有化学物質管理取り組みを追加。
3.2版	2017年 1月10日	商号変更により社名変更。
3.3版	2017年 5月 1日	CSRの取り組み。方針変更にて改訂。
3.4版	2018年 4月17日	1項、3-2項、4-1項の一部変更
3.5版	2024年12月25日	4-2(1)項の追記(4M変更通知内容追加)、4-6追加、誤記修正

— 調査依頼／回収に関する窓口・問い合わせ先 —

M&Sカンパニー 商品仕入部 東京センター 購買課

電話 042-571-8877

Fax 042-571-8870

M&Sカンパニー 商品仕入部 大阪センター 購買課

電話 06-6399-6105

Fax 06-6399-6305

— 内容に関する問い合わせ先 —

M&Sカンパニー 品質環境推進室

電話 06-6398-5560

Fax 06-6399-6588

Mail: kankyou@daitron.co.jp

発行 ダイトロン株式会社 M&Sカンパニー 品質環境推進室

